

第 1 1 6 号議案

積立金等返還請求調停に関する和解について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

積立金等返還請求調停に関する和解について
積立金等返還請求調停について、下記により和解する。

記

1 相手方

千葉県流山市おおたかの森東四丁目 9 9 番地の 4
社会福祉法人高砂福祉会
理事長 篠塚 弘子

2 和解の要旨

(1) 相手方が保有する足立区立伊興大境保育園の指定管理に係る平成 22 年度から令和 2 年度までの積立金の合計額が次の金額であることを確認する。

金 9 5, 9 8 0, 0 4 6 円

(2) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について区への返還義務がないことを確認する。

金 6 3, 3 4 4, 0 7 6 円

(3) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について令和 5 年度までに実施する足立区立伊興大境保育園の修繕工事のために支出することとする。実工事費用が次の金額を上回る場合はその差額を下記 (4) の運転資金から充当するものとし、下回る場合はその差額を下記 (4) の運転資金に合算するものとする。

金 9, 2 0 2, 4 9 0 円

(4) 上記 (1) の積立金のうち、次の金額について、相手方が足立区

立伊興大境保育園の管理運營業務に係る運転資金（施設・設備の緊急修繕工事や、人件費等を含む園の管理運營業務に必要な費用）として保有することを認め、指定期間満了時または指定期間の満了前に指定管理が終了した時点において、運転資金の残額がある場合は区へ返還するものとする。なお、相手方が運転資金を使用するにあたっては、区の承認が必要となる。

金 2 3 , 4 3 3 , 4 8 0 円

（提案理由）

積立金等返還請求調停に関する和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。